

報告第3号

専決処分の報告について

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋恭市

報告理由

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第8号

専決処分書

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- | | |
|----------------|---|
| 1 事故発生日時 | 令和3年9月6日 午後1時50分頃 |
| 2 事故発生場所 | 富津市内 |
| 3 和解の相手方 | 法人 |
| 4 事故の概要 | 上記日時場所に救急出動した際、傷病者を搬送するために使用したスクープストレッチャー（左右分離型担架）が相手方の所有する照明器具に接触し、一部を破損させた。 |
| 5 損害賠償額及び和解の内容 | 市は相手方に対し、10,890円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。 |

令和3年10月4日

富津市長 高橋恭市